


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>第3次地方分権一括法に基づき介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令に規定されていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、市町村が条例で定めることとされたため制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 「暴力団の排除」「人員に関する基準」「運営に関する基準」</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月 第3次地方分権一括法 公布 (平成27年3月末までの経過措置あり) ・平成25年6月 介護保険法一部改正 公布 (平成26年4月1日施行) ・平成27年1月 東大和市地域包括支援センター運営協議会で条例案について審議 ・平成27年1月 文書課において審査済 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成27年第1回定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。